

狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン(平成 30 年修正)(案)

に対する意見及び質問事項とその対応について

No	意見及び質問事項	対応
1	P3(第2章1)安否確認者を支援組織から外すことで、法第49条の11第3項に基づく名簿の提供ができなくなるが、支障はないのか。	プランP19～P20に記載しておりますが、個別計画を策定するにあたり、市は、狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書兼個別計画書を要支援者に郵送し、個別計画書の作成を依頼いたします。郵送いたします申込書兼計画書は市保管用、要支援者保管用、安否確認者保管用の3枚綴りとし、作成いただいた申込書兼計画書を要支援者から安否確認者に提供していただくことといたしますので、支障はないと考えております。
2	P32(第3章2(2)ウ)福祉避難所の開設要請は、災対福祉部で可能なのか。狛江市災害対策本部権限ではないのか。	「災対福祉保健部」を「市災害対策本部」に変更しました。
3	P33(第3章2(2)カの表)「外国人」は対象にならないのか。	狛江市地域防災計画(平成30年修正)〈震災編〉P155のとおり、市、都の定義では「要配慮者」に外国人も含まれます。ただし、外国人という属性のみで福祉避難所に避難していただくことは想定しておりません。もともと、外国人の中には高齢者や障がい者で福祉避難所に避難していただくことが適切であると考えられる方もいらっしゃいます。そこで、表に外国人への支援内容として「生活習慣の違いへの配慮(食事、宗教等)」及び「コミュニケーション支援・通訳確保」を加

		えました。
4	P34(【福祉避難所必要物品一覧表】)粕江市独自で取り組んでいる「ジンリキ」(災害時車いす移動支援器具)を必要備品に位置付けないのか。	表中の「◆共通-その他」に必要物品として「エアストレッチャー」及び「災害時車いす移動支援器具」を加えました。